傭船保証事案における国際仲裁合意の準拠法とその効力の及ぶ範囲

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 4 月 15 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 13402 号
【事　件　名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 訴え却下
【参 照 法 令】 民法 415 条・709 条・715 条、民事訴訟法 3 条の 9、法の適用に関する通則法 7 条、仲裁法 3 条 2 項・14 条 1 項
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25589014

創価大学助教 **平田誠一**

事実の概要

Ｘの完全子会社Ａは、Ｙから買い受けた貨物船を、Ｂに対して傭船していた（以下「本件傭船契約」という。）。同契約には、準拠法を英国法とし、「全ての紛争はシンガポールにおける仲裁に付託される」との定め（以下「本件仲裁合意」という。）があり、その契約書等には、「Guarantor」としてＹ名下にＹ代表者の署名があり、Ｂによる船の買取権行使の条件を定めた合意書には、「Witness」としてＹ名下にＹ代表者の署名がある。

本件傭船契約締結の背景には以下のような事情があった。

・Ｘは、船の買い受けに必要な融資を受けるに当たって、金融機関からＢが外国法人であることを問題視されたため、Ｙ従業員の提案により、ＹがＢの傭船保証をする案を基に交渉が進められた。

・かかる傭船保証は、Ｂが傭船を続けられなくなった場合には、Ｙが傭船契約を引き継ぐものであり、本件傭船契約書にＹが保証人として署名することを内容とするものであった。Ｙ従業員は、Ｘ代表者に対して、融資元の金融機関Ｆ向けの文書として、Ｙ社が傭船契約を引き継ぐ旨の記載がある文書（以下「本件念書」という。）を差し入れ、また、融資元の金融機関Ｇに対して、傭船契約書に保証人として署名する旨を回答した。そして、Ｇ稟議書にも、Ｙが「傭船保証を行うことで信用補完を行う」と記載された。

・以上の交渉を経て、Ｘは、ＦＧらとの間で、Ｘを融資先とするシンジケートローン契約を締結した。

・ＡＹ間の船の売買契約は、準拠法を日本法、仲裁を社団法人Ｉに依頼する旨が定められていた。

ところがその後、Ｂの経営不振により傭船料が支払われなくなった。

そこで、Ｘは、主位的に、ＡＹ間で、Ｂが傭船契約を継続できなくなった場合には、Ｙが本件傭船契約と同一の内容でＡとの間で傭船契約を締結する旨の契約（以下「本件引継契約」という。）が締結されていたとして、ＡがＹに対して有する本件引継契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権の債権譲渡を受けたと主張し、予備的に、Ｙないしその従業員が、真実は本件傭船契約について引き継ぐ意思がないにもかかわらず、本件傭船契約について引き継ぐものとＡを誤信させて船を買い受けさせたなどとして、ＡがＹに対して有する不法行為に基づく損害賠償請求権の債権譲渡を受けたと主張して、Ｙに対して、損害賠償の支払を求めた。

Ｙは、本案前の答弁として、仲裁合意が存すると主張したところ、裁判所は、以下のとおりＹの仲裁合意の抗弁を認め、Ｘの訴えを却下した。

判決の要旨

訴え却下。

1　本件仲裁合意の準拠法について

「国際仲裁における仲裁契約の成立及び効力については、法の適用に関する通則法７条により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解する」。

「本件仲裁合意自体には、その準拠法についての明示の合意はないが、本件傭船契約の条項は英国法を準拠法とする旨」及び本件仲裁合意が定められていることに照らせば、「本件仲裁合意の準拠法を英国法とする旨の黙示の合意がなされていたものと認め」られる。

2　本件仲裁合意の客観的範囲について

(1)「本件仲裁合意の準拠法は英国法であるから、本件仲裁合意の及ぶ客観範囲についても英国法に従って判断される」。

英国の判例では、「仲裁条項の解釈は、文言上、特定の問題を仲裁から除外することが明確でない限り、当事者は、当事者が締結した又は締結を意図していた関係から生じたいかなる紛争も、合理的な企業人として、同じ仲裁廷によって決定されることを意図していたであろうという推定を前提として行うべきである旨の解釈が示され」ている。

英国弁護士は、「英国裁判所は、契約条項の範囲を判断するように求められた場合、契約の文言から契約当事者の意思を推認する旨の意見を示して」おり、「本件傭船契約におけるYの保証については別論として、本件念書に基づく契約については、本件仲裁合意の対象にはならないとの意見を述べている。」

これらによれば、「英国を準拠法とする本件仲裁合意の解釈に当たっては、本件仲裁合意自体の文言、仲裁合意を含む本件傭船契約の解釈及び契約締結に至る経緯などを考慮して、検討すべきである。」

(2)「Xが主張する本件引継契約は、本件傭船契約に際し、Bに対する信用不安を払拭する目的で、上記経緯の中で傭船保証として成立したものであり、Yが引き継ぐこととされた本件傭船契約の契約書にはY自身が『Guarantor』として署名していることからすると、Yが、本件引継契約においていかなる義務を負うかについては、本件傭船契約の内容及び同契約にYが『Guarantor』として署名した意味及びこれにより生じる法的効果についての解釈によって定まるというべきである。

したがって、本件引継契約は、その内容及び効果において本件傭船契約と極めて密接な関連を有しており、Xの主位的請求は、本件傭船契約に関連する紛争である」。「本件仲裁合意に上記解釈を覆すような文言はない。」

「なお、Xは、本件念書をもって、本件引継契約が締結されたと主張する」が、仮にそうであったとしても、本件念書の作成経緯等を考慮すると、「本件引継契約と本件傭船契約との間の内容及び効果における密接な関連が直ちに失われるわけではない。」「主位的請求は本件仲裁合意の客観的範囲に含まれるというべきである。」

(3)　予備的請求についても、「Xの主張する不法行為の成否を検討するためには、Yが本件傭船契約に関していかなる義務を負っていたかについて判断する必要があること」等に照らして、本件仲裁合意の客観的範囲に含まれる。

3　本件仲裁合意の主観的範囲について

(1)「本件仲裁合意の準拠法は英国法であるから、本件仲裁合意の及ぶ主観的範囲についても英国法に従って判断されるべき」である。

(2)　本件傭船契約の「契約書作成に至るまでの経緯、契約書の署名に加え、仲裁合意の文言上、当事者からYを除外する旨の文言がないことからすれば、Yは、単に本件傭船契約書に署名したにとどまらず、本件傭船契約に関して何らかの債権債務を負う当事者として署名したと解すべきである。」

「したがって、Yも、本件傭船契約の契約当事者であり、本件傭船契約に関してYが負う義務について生じた紛争については、本件仲裁合意に従って解決される旨の合意が、AとYとの間においても成立していたと解するのが相当である。このことは、Yが、Aとの間で、本件傭船契約とは別に契約書を作成せず、本件傭船契約書に保証人として署名する旨を約していたことからも裏付けられる。」

判例の解説

一　問題の所在

仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより訴えを却下しなければならない（仲裁法14条1項本文）。仲裁合意の存在が本案前の抗弁として主張されると、当該合意の成否や効力のほか、国際仲裁の場合はその準拠法が争われる場合がある。

本件では、本件傭船契約にかかる仲裁合意の効力が、別契約である本件引継契約の債務不履行あ

るいは本件引継契約の存在を装った不法行為に基づく損害賠償請求事件に及ぶか（客観的範囲）、本件傭船契約の直接の当事者ではないが、その地位を引き継ぐ立場の者、あるいはかかる立場を装った者にも及ぶか（主観的範囲）が争いとなり、それらの前提として本件仲裁合意の準拠法も争いとなった。

本判決は、本件仲裁合意の準拠法を英国法であると解し、同法の解釈によれば上記争点のいずれの範囲にも効力が及ぶとして、訴えは却下すべきと判示した。

二　仲裁合意の準拠法

1　国際仲裁の準拠法

この点について、最高裁は、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）の施行前の事案において、「国際仲裁における仲裁契約の成立及び効力については、法例７条１項により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解する……右準拠法について明示の合意がされていない場合であっても、仲裁地に関する合意の有無やその内容、主たる契約の内容その他諸般の事情に照らし、当事者による黙示の準拠法の合意があると認められるときにはこれによるべきである」と判断した[1)]。

本判決も、通則法７条を基準に前記最判と同様の枠組みで、本件仲裁合意の準拠法が英国法であると判断した。

2　客観的範囲・主観的範囲の準拠法

一般に、仲裁合意の準拠法が問題となる局面には、仲裁合意の成立、内容・解釈、効力、失効等があるが、別段の理由がある場合を除き、単一の仲裁合意の準拠法によって律せられるべきものと解されている[2)]。これは、「仲裁合意にかかわる法律関係を細分化し、それぞれが別個・複数の準拠法にしたがうとすると、いたずらに法律関係を煩雑にするおそれがある」からといわれている[3)]。そこで、仲裁合意の効力の客観的範囲・主観的範囲についても、仲裁合意の「効力」の局面として、仲裁合意の準拠法と同一の準拠法によるとされている[4)]。本判決も、本件仲裁合意の準拠法と同一の「英国法に従って判断されるべき」としている。

もっとも、仲裁合意の準拠法によっては客観的範囲・主観的範囲が相当広く解釈される場合もあり得ることを考慮すると、そのような広範囲に及ぶことまで「当事者の意思に従ってその準拠法が定められ」た結果といえるのか疑義のある場面も出てくるように思われる[5)]。仮に「法律関係を煩雑にするおそれ」を回避するためにはやむを得ないということであれば、「当事者の意思に従」うという前記判例との整合性についての説明が必要となろう。

三　仲裁合意の客観的範囲

仲裁合意の効力が及ぶ範囲について、わが国においては、契約自由の原則の下、仲裁合意の解釈によって定まるとされている[6)]。英国法においても、本判決は「本件仲裁合意自体の文言、仲裁合意を含む本件傭船契約の解釈及び契約締結に至る経緯などを考慮して、検討すべきである。」としており、仲裁合意の解釈によって定まる点は同一と思われる[7)]。本件では、本件引継契約が、本件仲裁合意の客観的範囲に含まれるかが争点となるが、かかる判断に当たっては、当該引継契約の性質が問題となり得る。具体的には、保証契約、債務引受あるいは契約上の地位の移転を内容とする契約が考えられる。

この点について、わが国では、主に後述の主観的範囲の問題として議論されてきたように見受けられる。もっとも、債務引受や契約上の地位の移転については、債務や契約上の地位自体は基本契約と同一だから、客観的範囲内であることにあまり争いはないかもしれない[8)]。これに対し、保証契約については、「主たる契約とは別個の契約であるから、主たる契約を対象とする仲裁合意の効力は原則として及ばない」との指摘がある[9)]。

本判決は、英国法の解釈ではあるが、「本件傭船契約に関して、原告が融資を受けるに当たり、被告による傭船保証により信用補完を行うことを前提に交渉がなされ、融資元に差し入れる目的で本件念書を作成したこと、その交渉過程では、傭船保証の方法として、Ｂが傭船を続けることができなくなった場合には、被告が傭船契約を引き継ぐこととして、被告が本件傭船契約の契約書に保証人として署名する旨の合意がなされていたこと、これに基づき被告は本件傭船契約の契約書に『Guarantor』として署名していること」という個別事情を考慮して、本件引継契約が、「その内容および効果において本件傭船契約と極めて密接な関連を有して」いることを根拠に、客観的範囲に

含まれるとした。

本判決では、本件引継契約の内容の詳細には立ち入らず、前述のうちのいかなる性質を有するものかは明らかではないが、本判決の論理に従えば、たとえ保証契約であっても、個別事情次第では、主たる契約を対象とする仲裁合意の効力の客観的範囲内となり得るといえよう。このような契約類型ごとではなく個的事情を考慮する解釈手法は、準拠法がわが国とされる事案においても参考になろう。もっとも、基本契約と「密接な関連」を有する契約が、何故、客観的範囲に含まれるのか、それが合意当事者の意思解釈といえるのかは必ずしも明らかではないようにも思われる[10]。

なお、本判決は予備的請求についても客観的範囲に含まれるとしているが、前述の主位的請求に対する判断と同様の疑問がある。

四　仲裁合意の主観的範囲

わが国においては、客観的範囲の議論（前記三）と同様、基本的には合意解釈の問題と整理されており、本判決が引用する英国の判例を見る限り、英国法においても同様と思われる。本件では、本件引継契約の相手方当事者であるＹが本件仲裁合意の主観的範囲に含まれるかが争点となっているが、かかる判断に当たっては、基本契約たる本件傭船契約におけるＹの立場が問題となり得る。具体的には、保証人[11]、債務引受人[12]あるいは契約上の地位の譲受人[13]などが考えられる[14]。

本判決は、英国法の解釈のもと、客観的範囲の議論（前記三）で指摘したのと同様の個別事情を考慮し、Ｙは、本件傭船契約の「契約当事者」であって、「本件仲裁合意に従って解決される旨の合意が、ＡＹ間においても成立していた」と解した。

このような解釈手法は、準拠法がわが国とされる事案においても参考になろう。もっとも、本判決の解釈手法は、契約当事者か否かを判断するためのものであって、契約当事者以外の者への主観的範囲が拡張するか否かのそれを示したものではないとの評価もできよう。

●――注

1）最判平９・９・４民集51巻８号3657頁。

2）豊澤佳弘「判解」最判解民事篇平成９年度（下）（2000年）1100頁等。

3）小島武司＝高桑昭編『注解仲裁法』（青林書院、1988年）215頁［澤木敬朗］。

4）客観的範囲・主観的範囲が問題となった近時の判例について、平田誠一「国際仲裁契約の準拠法とその効力の及ぶ範囲について」新・判例解説 Watch（法セ増刊）30号（2022年）181頁参照。

5）例えば、ある契約をめぐる紛争について、それ単体として評価する限りＡ地が準拠法と判断される紛争が、当該契約等と別ではあるが同一の当事者・関係者による契約においてＢ地を準拠法とする仲裁合意があると、Ｂ地の準拠法の解釈次第で、準拠法がＢ地になるということが起き得る。

6）小島＝高桑・前掲注３）79頁［小島武司＝豊田博昭］。

7）もっとも、本判決が引用する英国の判例は「文言上、特定の問題を仲裁から除外することが明確でない限り……同じ仲裁廷によって決定されることを意図していたであろうという推定を前提」としており、解釈の仕方は異なるかもしれない。

8）ただし、併存的債務引受については性質上、保証契約の場面と同様に解する余地があると思われる。

9）小島武司＝猪俣孝司『仲裁法』（日本評論社、2015年）133頁。

10）この点、主観的範囲の議論においては、「統一的に解決される必要があるかという観点」から紛争当事者の「いずれの主張が正当であるかを当事者間の利益衡量により判断するのが合理的と思われる」との指摘がある（安永祐司「法人を当事者とする仲裁合意の効力の当該法人代表者への拡張可能性について」JCA ジャーナル69巻５号（2022年）８頁）。また、名古屋地判平７・10・27海法150号33頁は、「統一的判断の必要性」を考慮して仲裁合意の及ぶ主観的範囲を拡張する解釈をしている。そこで、客観的範囲においてもこのような観点から検討することも考えられるかもしれない。

11）わが国では、原則として拡張しないとされている。小島＝猪俣・前掲注９）133頁、山本和彦＝山田文『ADR仲裁法〔第２版〕』（第一法規出版、1996年）323頁、中村達也「仲裁合意と特定承継」『仲裁法の論点』（成文堂、2017年）121頁。神戸地判昭32・９・30下民８巻９号1843頁も参照。

12）わが国の学説として、小山昇『仲裁法〔新版〕』（有斐閣、1983年）89頁、中村・前掲注11）119頁を参照。

13）わが国の学説として、中田淳一『特別訴訟手続　第３編　仲裁手続』（日本評論社、1938年）126頁、小室直人「仲裁契約」菊井維大編『全訂民事訴訟法（下巻）』（青林書院新社、1969年）427頁、小山・前掲注12）88頁、谷口安平＝井上治典編『新・判例コンメンタール民事訴訟法第６巻』（三省堂、1995年）634頁［青山善充］、山本＝山田・前掲注11）323頁参照。また、東京地判平26・10・17判タ1413号271頁参照。

14）わが国における学説の検討として、貝瀬幸雄「仲裁契約の効力の範囲――主観的範囲を中心に」松浦馨＝青山善充編『現代仲裁法の論点』（有斐閣、1998年）140頁以下も参照。